

(公社)浜松東法人会

平成28年度 税制改正要望事項

第一 総論

1. 税制改正の背景と経済の現状

我が国の経済はアベノミクス効果で15年間苦しんだデフレからの脱却も先が見え始めたが、多くの企業で雇用調整が行われるなど依然として雇用情勢は厳しい。また、平成26年4月に消費税が8%になり駆け込み需要はあったものの、静岡県では、赤字法人率78%と依然として中小零細企業の経営は厳しさを増しているが、大企業は確実に業績を伸ばしている。安倍内閣の「三本の矢」金融政策・財政政策・民間投資の成長戦略により円安・株高となり株価も2万円目前と勢いを見せているが、国民生活には物価の上昇やガソリン単価の高騰などのマイナス面も多く、すでに大企業は海外での生産を拡大しており、国内の空洞化には歯止めがかからない。そして、期待されているTPP交渉もアメリカとの溝が埋まらず未だ解決されていない。しかし、今年の春闘では鉄鋼・自動車は大半がベースアップの高額回答で業績回復基調が伺われる。

東日本大震災から4年が過ぎたが、未だ被災地では思う様に復興が進んでおらず、福島第一原子力発電所のトラブルも今なお解決していない。

少子高齢化、グローバル化及び情報化といった経済社会は、大きく変化した団塊の世代が平成27年で、すべて高齢化社会に入りその人口2,500万人、今までの高齢者と合わせて約4,500万人が高齢者となり、世界でも類を見ない長寿高齢社会となった。その為に、年金・医療給付などの増大は避けがたく長寿と出生率の低下には歯止めがかからず、国民負担率は上昇せざるを得ない。

一方、国・地方を合わせた長期債務残高は、平成27年度末で1,000兆円を超え、主要先進国中で最悪となるが改善の目処は全くない。これまでは国債の大量発行に依存した景気対策を取って来たが、膨れ上がる財政赤字削減に取り組まなければならない。

国・地方の行財政改革を進める上では、各種の制度・施策を抜本的に見直し行財政コストの無駄を排除し、税の使途については徹底した情報開示をすべきである。大企業の業績は上向きになり従業員の賃上げも行われているが、未だ中小企業は悪化したままで、経営努力をしている中小企業には国で特別な運転資金・設備投資資金等の融資制度の創設や、利益を出せるような経済状況を作り出して頂くように要望する。

2. 税制改正の必然性

安倍内閣は、経済再生の司令塔として「日本経済再生本部」を設置し、「経済再生諮問会議」も再起動させた。税制は国民の利害に直結する問題であり、その改革が理解を得るにはより一層の行財政改革推進が必要と思われる。そして、財政を健全化するためには国・地方を通じ全分野にわたる歳出の見直しと、公的部門の無駄をなくし一般会計・特別会計ともに徹底した歳出削減や予算配分の重点化・合理化を実現するなどの思い切った改革が望まれる。その為には、地方に出来ることは地方に、民間に出来ることは民間にと規制緩和をより一層進め、国と地方の役割分担の大幅な見直しや国と地方の議員数を減らし効率的で小さな政府を目指すべきである。そして日本を活性化させる極めて有効な手段は道州制の導入である。期待される効果は、国から各道州へさまざまな権限・的確な財源等の移管をすれば、地域活性化、地方経済再生、現行より適切な競争原理による日本全体の経済の興隆の実現を期待出来ると共に、公務員数の大幅な削減や行政をスリム化出来る。

また財政再建は緊急の課題ではあるが、増税だけに頼るのは論外であり歳出の削減に尽きると思われる。

まずは歳出構造の徹底した見直しや膨大な財政赤字の処理、さらに将来にも十分耐えうる税制の実現のため積極的に改革を進めるよう要望する。

第二 基本事項

1. 法人の税の負担のあり方

(1) 法人税率の引き下げ（中小企業優遇税制の確立）

少子高齢化、人口の減少や国際競争の激化に加え、中国をはじめとする新興諸国の台頭により、我が国企業の国際競争力の低下が懸念されている。法人課税については、世界的に実効税率は20%台が主流となりつつある中、我が国の実効税率は欧州やアジア諸国に比べ依然として極めて高い水準にある。こうした国際的な流れを踏まえ、国際競争力を維持し、企業経営の活性化や経営体質の強化のためにも、法人税基本税率の更なる引下げにより実効税率20%台にすることを要望する。

(2) 中小企業の軽減税率の適用（中小企業優遇税制の確立）

我が国の中小企業は、国の経済構造において重要な役割を果たし、地域経済の大きな担い手となっている。しかし近年、中小企業は度重なる法人税課税ベースの拡大により、雇用や金融面も含め極めて不利な立場に置かれている。また、連結納税制度が導入され、連結納税に伴う税収減を補うための方策として導入された措置も、結果的に法人課税の課税ベースの拡大を招き、中小企業にとって不利となっている。

現行の中小企業に対する軽減税率を更に引下げるとともに、長年にわたり据え置かれている軽減税率適用の所得限度額800万円を1,600万円にまで引上げるなど、担税力の弱い中小企業への配慮を要望する。

(3) 中小企業の定義（範囲）改定

税法上中小企業の定義については現在、資本又は出資の金額が1億円以下となっているため、それを超えると税制上の優遇措置が受けられないことになっている。経営基盤を強化するためには、資本の充実はグローバル化された経済社会では必要不可欠であり、企業活動の活性化の観点や税制の“公平・中立・簡素”の三原則、また会社法及び企業会計原則等に沿うためにも中小企業の定義を現状の1億円以下から、基準の見直し・引上げを要望する。

(4) 同族会社の留保金課税の全面廃止

中小企業の体質強化の阻害要因となってきた「同族会社の留保金課税」は、平成19年度の税制改正で資本金1億円以下の企業は対象外とされたが、中小企業にとって外部資金の調達は依然として厳しく、内部留保が柱となっている。中小企業の財務体質強化の観点からも全面的に廃止することを要望する。

(5) 特別法人への課税の適正化と特殊法人の見直し

特別法人への課税は、本来の活動の実態に応じて課税すべきものである。

公益法人等に対する調査、指導を適切かつ厳正に行い、課税の適正化を一層図るよう要望する。特に、官僚の天下りや税金の無駄遣いの温床となり易いと判断できる特殊法人は、直ちに廃止する等の措置を断固要望する。

(6) 交際費課税の損金算入

交際費等の損金不算入については、平成26年度財政改正により、交際費の中小法人に係る損金算入の特例（定額控除限度額800万円）について適用期限が2年延長されるとともに、交際費の額のうち飲食のために支出する費用の額の50%が損金の額に算入できること（大企業にも適用）のいずれかを選択適用できるようになったが、そもそも交際費は中小企業のみならず全ての企業にとって必要不可欠な経費であり、経営上の経費性を否定することは誤りであり、抜本的な見直しが必要である。

直ちに廃止できない場合は、資本規模に関係なく一定の損金算入を認め、現在の損金算入限度額を大幅に引上げるよう要望する。また慶弔費用は、交際費とは別に損金算入を認めるべきである。

(7) 減価償却制度の改善

- a. 平成19年度の税制改正で償却可能限度額及び残存価格が廃止され、平成21年度の税制改正でも機械及び装置を中心に、資産区分の整理と法定耐用年数の見直しが行われたが、平成23年度改正で耐用年数は実質的に後戻りした。益々加速する技術革新、激化する国際競争に対抗するため、耐用年数を国際的水準に合わせて更に短縮するとともに、分類についても更に簡素化するよう要望する。また、同じ耐用年数での償却率が3種類混在することになり、結果として事務処理の煩雑さを増し、ソフトウェアの更新など新たな費用負担も発生している。
- b. 3年間均等償却資産については物件管理面で処理を複雑化するだけでなく、中途除却が認められず資産早期買換えを阻害している。また、租税特別措置法で資本金1億円以下の中小法人に対して、取得価格の30万円未満の少額減価償却資産は損金算入の上限300万円まで全額損金算入が認められていたが、いたずらに制度を複雑化しているにすぎない。設備投資を促進するためには処理の多様化・複雑化を廃し、恒久的な解決策としてすべての法人に対して損金算入限度額を50万円に引上げ、制度を本則化することを要望する。
- c. また、建物及び建物に付随する設備の償却方法については、償却年数が長いことにより、投下資本の回収期間の長期化や固定資産税の支払期間の長期化を招き、国際競争力を損なっている。定率法による処理も認めること。
平成23年度の改正で、平成23年4月1日以降に取得する減価償却資産の定率法の償却率は定額法の2.5倍から2倍になり、保証率についても所要の整備が行われているが、償却率の変更は長期にわたり影響するものであり、元に戻すべきであ

る。

(8) 役員給与及び役員賞与の取り扱い

- a. 役員給与は原則損金算入とすべきである。現行制度は役員給与の損金算入が限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。役員給与は、本来の職務執行の対価であり、原則損金算入出来るよう見直すべきである。
- b. 同族会社にも利益連動賞与の損金算入を認めるべきである。

前記 a. が実現するまでは当面の措置として経営者の経営意欲を高め企業活力を与える観点から同族会社における役員の利益連動賞与についても、一定の要件の下損金算入を認めるべきである。

(9) 確定拠出年金拠出限度額の引上げについて

平成26年度の税制改正で確定拠出年金の拠出限度額が引上げられたが、個人の資産運用比率を高め、企業の運用負担リスクを軽減するには未だ不十分である。

拠出限度額の更なる引上げを要望する。

- ① 企業型・他の年金制度がない場合：月額5.5万円→10万円
- ② 〃 ・他に企業年金がある場合：月額2.75万円→6万円

(10) 自然災害等に備えた税制の確立（法制化）

全国で地震・風水害・雪害等による被害が多発している中で、平成26年度改正で耐震改修投資促進税制の創設がなされたが、不特定多数の者が利用する建物等に限定されており、全ての企業の防災事前対策費用（防災改修、食料品の備蓄、発電装置、飲料水再生装置等）につき即時償却又は税額控除等の租税措置の創設を要望する。

(11) 平成21年度の税制改正において、特定公益団体等に対する寄付金の損益算入限度額の所得基準について若干の改定が行われたが、引続き次を要望する。

- a. 開発行為に伴う資産の無償提供を寄付金で処理する場合、繰延資産として処理することになっているが、行政上の要請により協力するものであり、一括損金処理を認めること。
- b. 寄付金については、高齢化や環境問題への対応、芸術文化活動への支援などで企業の果たす役割はますます重要性を増している、この為指定寄付金の認可条件を緩和するとともに、一般寄付金の非課税枠の拡大を求める。又、少額な寄付金（3万円以上）全額損金として認めること。
- c. 特定公益団体に対する寄付金は一般寄付金と区別し、損金算入出来るようにするとともに、公共的な団体に対する寄付金は、指定寄付金と同様な取扱いとすること。

(12) 支配配当金の二重課税の排除

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、更なる見直しを要望する。

(1 3)適用額明細書の廃止

「租税特別措置」についてゼロベースからの見直しが行われ、整理統合が進められるようである。その「ふるい」にかける為に、租税特別措置透明化法を制定し適用額明細書の添付の義務を廃止するよう要望する。

(1 4)大法人の子会社に対する中小特例の見直し

大法人の100%子会社の税制上の取扱い（中小特例の適用）について見直されたが、雇用延長策や雇用確保策の点からも除外するのは不相当であり、特例措置適用とすることを要望する。

(1 5)生産性向上投資促進税制の見直し

平成26年1月より、民間投資と消費の拡大を図るため生産性向上設備投資促進税制の創設及び中小企業投資促進税制の拡充がなされたことは、経済活性化という面で評価できる施策と考える。但し、生産性向上設備投資促進税制は手続きが煩雑である為、利用しやすいように簡略化することを要望する。

また、新設の生産性向上設備投資促進税制における適用ジャンルの拡大、即時償却又は租税控除の適用、繰越控除の適用方法等の制度面の改善を要望する。

2. 所得課税のあり方

(1)税率構造の見直し

税率構造は平成27年度以降分から7段階構造となったが、累進税の構造はそのまま、税率も諸外国に比べ高率であり、依然として中間所得者層には重税感がある。

課税ベースを広げ、累進構造を是正し、適用税率を見直しすることを引続き要望する。

また、国・地方合わせた実効税率は50%以内にすべきである。

(2)課税最低限

課税最低限は依然として主要諸国と比較し高く、非納税者の国民全体に占める割合も年々高くなってきている。国民全般に税の関心を持たせ、税の公平性を保つ意味からも課税最低限度額を引下げるとともに、パートやアルバイト収入に対しても源泉課税を行う等の“広く、薄く、公平”な税制を実現すべきと考える。

これにより現行比不利益となる低所得者層については、別途社会保障面での対応を考慮することを提案する。

(3)総合課税化

税の公平・中立・簡素の三原則から鑑みれば、最終的には総合課税化を目指すべき

であり、総合課税の下に累進課税とすべきである。現行の「上場株式に係る配当所得」、「株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得」等については分離課税とされており、更に金融課税一体化等が進められている。しかし、それらは総合課税への道のりの過程であり、所得税は担税力に応じて税負担を分かち合うといった原則から考え、総合課税とすべきである。これらの分離課税は20%と所得税の最高税率45%に比べ低い。分離課税席用の高額所得者にとっては、非常に有利な課税方法である。以上により、分離課税ではなく総合課税を目指すべきである。

その実現の為に、N分N乗方式、2分2乗方式への移行やマイナンバー制度等の基盤確立を急ぐべきである。

参考：N分N乗方式

課税単位を家族単位とし、家族の所得を家族の人数で分割し、その分割後に累進税率を適用し、その税額を合計します。子供が多いほど税率が低くなり、税負担が軽くなります。

これを有効にするには、累進税率の刻みを工夫する必要があります。

(4) 少子・高齢化社会に備えた環境整備と税制の再構築

a. 給与所得控除の見直し（少子化社会に備えた税制）

少子化社会に備え多すぎる所得控除を整理し、必要性の高い控除については控除金額を増額する等、控除制度全般を見直すべきである。

先般、子ども手当（現行の「児童手当」）の支給に併せて年少者扶養控除が廃止されたが、特に少子化対策に効果があるものについては、子育て期間中の養育者控除を新設したり、思い切って税額控除を行う等の教育や育児に関わる新しい斬新な制度の創設を要望する。

また、児童手当を廃止して、保育費用・学校給食・子どもの医療費無料等の無料化や出産費用の全額国負担、全国の保育施設の充実による保育待機児童対策などの環境整備を優先すべきである。

更に将来を展望し、現在の個人単位からN分N乗方式、2分2乗方式への移行も視野に入れていく必要がある。

b. 公的年金課税制度の改善（高齢化社会に備えた税制）

定率減税の廃止など個人所得税の重課税傾向が強まっている。特に公的年金を受給している高齢者にとっては老年者控除が廃止され、年金課税や後期高齢者医療制度などここ数年、高齢者への課税強化、負担増が目立っている。

公的年金受給者については公的年金以外の所得金額を重視し、公的年金以外に所得の無い者や少額な者については控除を大きくしたり、一定水準額以下の年金は非課税にすることに加え、また高齢者の伸展に伴い介護老人等が確定申告を行うことが困難な場合が生じていることについて配慮を求める。

反面、多額の収入を得ている者には応分の負担を求める等、年金所得に対する控除について見直しを行うべきである。特に高額な年金受給者770万円超の控除は

廃止すべきである。

更に遺族年金は遺族の生活の為に非課税所得になっているが、65歳以上の老齢厚生年金の人との不公平感がある。65歳以上で受給する遺族年金は課税所得にすることも必要である。

また、年金制度改正の対象とならない年齢層をなくすなど既得権者だけが有利になることのないように配慮して欲しい。

(5) 自然災害等への対策を講じた場合の税制上の優遇措置

法人税の項でも述べたが、個人の場合でも同様なケースが生じる訳であり、自然災害に対する予防・安全対策を講じた場合には、その対策等に要した費用に対して雑損控除の枠を拡大する等の税制上の優遇措置を講ずるよう要望する。さらに自然災害にあった場合については、雑損失のうち災害によって生じた部分は繰越控除に期間を無制限もしくは30年とすべきである。

(6) 住宅関連税制の改善

- a. 平成25年度税制改正により住宅ローン減税の拡充・延長がなされたが、住宅購入は税制に合わせて購入するものではなく、個人のライフステージに応じて購入するものである。まずは本制度の本則化を図り、制度自体を再構築すべきであり、特に控除期間については一般の住宅ローンの借入期間に合わせ20年とするよう要望する。
- b. 個人が一生に一度あるかないかの買い物に対して、消費税率の引上げは大変な負担を強いるものである。特に裾野の広い住宅産業ということを考慮すれば、一歩間違えれば景気回復の足を引っ張る懸念もある。個人がより良質で安心・安全な住宅に住めるよう、一定の条件を満たした住居用小規模住宅を購入、又は新築する場合は消費税を支払った後、還付申告により一定割合を還付する税制面での優遇措置の導入を強く要望する。
- c. 住宅の購入又は新築にかかる不動産取得税の廃止を要望する。直ちに廃止出来ない場合は当面、不動産取得税の控除額を2,000万円に引上げ、免税点を土地については200万円、建築家屋一戸については400万円とすること。また、中古住宅についても不動産取得税及び固定資産税を軽減するとともに、交換及び災害による代替取得も不動産取得税において減免規定を設けること。

(7) 二重課税の全面廃止

株式配当課税や酒税、そして揮発油税等において現行の制度では二重課税となっている部分が極めて多い。経済活性化等の観点からも税制度全般を見直し、二重課税を全廃し個人の消費意欲を喚起すべきである。

(8) 復興特別所得税について

平成23年度改正により、東日本大震災からの復興財源として復興特別所得税が平成25年分から25年間に亘り全ての所得税額の2.1%相当額を課税されることになった。25年間はあまりにも長すぎるものであり、より短期間の“復興”に対応した課税方法に改めることを強く要望する。また“復興”とは結びつかない用途が不明確なものは取止めることを要望する。

(9) 不動産譲渡損失の損益通算の復活

平成16年1月1日より住宅用以外の土地建物を売却した際に生ずる損失については、損益通算が認められなくなったが、不動産の流動化にとって一層悪い影響を及ぼすことになる。損益通算の復活を要望する。また、繰越控除も認めるよう要望する。

(10) 不動産所得の負債利子の損益通算の復活

不動産に係る負債利子については、不動産取得の計算上生じた損失がある場合は、他の所得との損益通算が認められないこととなっている。この取扱いはバブル期の特別措置として設けられたものであり、納税者に不利益を強いるものである。損益通算の復活を要望する。

3. 相続・贈与税制のあり方

相続税は、欧米諸国でも存在する国が数多くあるが、日本は先進諸国の中でも相続税の負担率の高い国である。平成25年度税制改正にあるような相続税の課税強化の方向性はもとより。我が国の相続税制が今後も現行のまま推移すれば、国内財産の海外シフト、即ち国内財産の空洞化を招くことになるので近い将来、廃止することを要望する。

(1) 相続税の課税強化の見直し

平成25年度改正において、基礎控除の大幅な引下げ等相続税の課税強化がなされたが、国際的に見て主要先進国とほぼ同水準の現行水準から、むしろ基礎控除額の引上げを要望する。

(2) 事業承継税制の確立（法制化）

- a. 現在の我が国の事業承継税制は、欧米諸国に比べ未だ不十分である。日本経済の担い手である中小企業の企業存続に関わる問題であり、また国際競争にも十分太刀打ちできるよう内容の整備を行うとともに、簡明化し独立した税制として法制化すべきであることをまず要望する。
- b. 平成25年度改正により事業承継の要件緩和がなされたが、これら緩和後の要件

であっても、厳しい中小企業の経営環境から見て極めてハードルの高いものであり、国際競争上、事業用資産について原則非課税としている欧米諸国とは勝負にならない。欧米諸国と同様、事業承継に係る事業用資産は非課税とすべきである。

- c. 取引相場のない株式の課税価格は、事業承継にとって大きな足かせとなっている。前述の通り、軽減措置については若干の拡充が図られてきているが、欧米で採用されている事業用資産の非課税（軽減）措置とは見劣りがする。当面軽減措置で対応するのであれば、減額率を70%まで引上げ、最終的には非課税とすることを強く要望する。またこの軽減措置は、小規模宅地の課税価格の特例との選択適用となっているが、これを切り離してそれぞれに適用するよう要望する。
- d. 相続税について「富の一部を社会に還元する」という考え方により遺産取得課税方法の導入が検討されている、これは今まで緩和されていた相続税の負担水準を厳しくし、世代間の承継を抑制して再配分機能を回復させることが狙いのようだが、中小企業の安定的な存続と成長を目的とした事業承継制度が拡大・強化されるよう強く要望する。
- e. 親族外承継について認められたが、相続税の申告が従来のみであれば、遺産内容が全て親族以外の第三者に知られることになり、問題が残らないように相続人との調整措置が必要である。

(3)非上場株式の評価について

事業承継における問題点を踏まえ、平成20年度までの非上場株式の評価制度を復活させる必要があると考えられる。この制度を復活させた上で、従来の10%評価減方式を80%以上評価減に拡大させるとともに、適用要件のうち発行済株式等の総額20億円以上の上限の緩和、同族関係者の株保有割合50%以上の緩和等、同族色の少ない非上場会社も対象になるような改正を従来の制度に施し、今回の納税猶予制度と並立させてどちらかを選択できるように、制度の拡充を図るよう要望する。

(4)相続時精算制度について

- a. 平成15年度の税制改正で相続税・贈与税制において、その一体化と税率の若干の引下げが実現したが、この一体化措置は現行制度との選択制になっている。生前贈与とはいえ死亡時に改めて相続税に組込まれるので、精算課税制度を選択した場合はその都度申告しなければならない。生前贈与の円滑化のためには、更なる税率の引下げと贈与段階で納税が完了するように手続きを簡素化すること。また、複数年にわたり利用できる2,500万円の非課税枠を引上げるべきである。
- b. 平成27年度中は、直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税限度額について、消費税8%の適用を受けて省エネ・耐震住宅を取得した場合、現行1,500万円である。この限度額が平成28年以降、毎年引下げられる。この引下げを取止め、1,500万円に戻し恒久的非課税限度額とすることを要望する。

- c. 同制度活用促進のため、相続物件の評価につき相続時かあるいは採用した時点かのいずれか評価額が低い方を選択出来るように要望する。

4. 地方税制のあり方

(1) 地方自治体の課税自主権の拡大に伴う監視の強化

税源の移譲を皮切りに地方分権改革はスタートしたが舵取りを誤ると地方行政の肥大化。ひいては地方財政の破綻という最悪の事態も考えられる。ついては、これからの地方の行・財政状況の変化、特に地方分権一括法により制度化された法定外目的税の運用等について、世論とともに監視或いはあるべき姿を提言出来る利害関係のない第三者機関を設立することを提案する。

(2) 土地等不動産にかかる流通課税の見直し

地価の下落は保有資産の目減りをもたらし、不良債権処理を困難にする等企業経営に悪影響を及ぼし、景気回復の足かせとなっている。かかる経済状況下では、経済波及効果の高い不動産市場の流動化が不可欠である。譲渡課税については過重な譲渡所得を軽減することや、登録免許税、不動産取得税、消費税等の流通にかかる課税を廃止又は大幅に軽減することが必要である。更に農地法、市街化調整区域の線引や建築基準法の諸制限等土地税制に絡む要件は極めて複雑となっている。

固定資産税を含めた不動産に係る税制全般について総合的かつ抜本的な見直しを要望する。

(3) 固定資産税の見直し

行・財政改革は国に限ったことでなく、当然地方においても断行されなくてはならない。まず、このことを前提として引続き要望する。

- a. 平成19年度に法人税の減価償却法が改正されたが、固定資産税においては「固定資産評価基準」を用いており、二重管理となっている。特に特別償却・割増償却制度の適用及び評価額の最低限度については、法人税と同様に扱うことを要望する。
- b. 固定資産税の税率の引下げ、基本税率を1%程度とするとともに、建物の減価償却を認め課税標準を引下げること。また再建築価格方式によって行われている家屋の評価については、建築後の年数が経過しても評価額が下がらないという問題があるので、家屋建築後の経過年数に応じた評価法に改めるなど税負担の軽減策を要望する。
- c. 固定資産税は土地の使用収益力に基づいて課税されるべきもので、土地の担税力に着目する税ではない。地価が下落傾向にあるにも関わらず負担調整との名のもと

に課税の基礎となる評価額が実際の取引価格を上回る事例が多い。今後は評価方法を収益還元価格で評価するとともに、税率を軽減することを要望する。

- d. 固定資産税等の評価基準は公示価格の70%程度（平成6年度）としているが、評価額が時価とかけ離れない様、評価見直しを3年に1回でなく2年に1回程度の改定すること。また、評価基準を現行の70%から以前の50%に戻すことを併せて要望する。
- e. 新築住宅で耐火構造又は準耐火構造については、新築後3年間から5年間家屋の固定資産が1/2となる特例があるが、優れた耐震性のある住宅についても同様の軽減措置を要望する。また、同制度の恒久適用化を要望する。
- f. 都市計画税は、都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充当するため、都市計画区域として指定された一部区域内に所在する土地、家屋について課税されるべきである。しかし現状は納税義務者に一律且つ恒久的に課税され、固定資産税と課税標準が共通している。よって都市計画税の存在意義はなく、廃止すべきである。
- g. 平成18年度に耐震改修促進税制が創設され、住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税が減額されることとなった。同制度については、対象建物を住宅以外に拡大するとともに適用要件を緩和し、適用期間を延長して更に利用し易い制度に改善することを要望する。

(4) 償却資産に関わる固定資産税の廃止

諸外国には例が少ないことを踏まえ、企業の国際競争力を削ぐことがないように、償却資産の固定資産税を廃止することを要望する。なお廃止までの間は、国税と同水準の免税点への引上げ、30万円未満の少額資産を対象から外すこと及び備忘価格（1円）までの償却を認めて欲しい。

(5) 外形標準課税のあり方

外形標準課税は既に応益負担として法人住民税や法人県民税の均等割、固定資産税、事業税、超過課税等負担しているにもかかわらず、新たな納税を強いることとなり、企業にとって二重の負担となる。また赤字企業やベンチャー企業、黒字とはいえ収益力の低い中小企業にとって固定費の負担増となり、企業活力の成長・発展を阻害する要因となりかねない。税額算定の基礎に人件費を含めることなども含め、安易な税收確保を求める姿勢には賛同できない。

まず二重課税廃止の明確化、地方自治体の独自課税への規制を前提に地方税の抜本の見直しを行うべきであり、特に問題点の多い外形標準課税は廃止すべきである。万が一止むを得ない場合でも、対象資本金の額を会社法の定義に合わせ5億円以下に引上げるべきである。またいかなる場合であっても、資本金1億円未満の企業にまで導入することは、断固阻止すべきである。

(6) 地方税体系の簡素化と徴税・納税の国税との一本化

地方税体系は極めて多岐にわたり複雑で分かり難い。まず地方税体系を見直し、整理し、分かり易い体系とすることを要望する。

また申告・納税及び徴税手続きを簡素化・効率化するとの観点から、消費税制で既に実施しているように、地方税を国税の付加税として申告及び徴税手続きを一本化すべきである。将来的には社会保険料の徴収を含めて一本化出来れば、担当者の専門職化が一層促進され職員数の削減等で更に効果が期待出来る。

(7) 非上場株式の少額配当への住民課税の廃止

平成15年度の税制改正において、非上場株式の少額配当に係る住民税の所得割について非課税措置が廃止された。従来、少額配当は非課税で申告不要であったものが、住民税については自分で申告納税しなければならなくなった。このような税制は個人に負担を強いるものであり、直ちに廃止すべきである。

(8) 事業所税及び超過課税の廃止

事業所税の床面積比例部分は、固定資産税と重複する等二重課税の性格が強くなっており、事業所税は廃止すべきである。事業所税の廃止に至る迄の間は、その全額を免除する制度を事業所税課税都市で創設することを要望する。

また、特定の企業を対象に課税する超過課税については、道州制推進の阻害要因ともなるので、早急に廃止することを要望する。

(9) 自動車取得税・自動車重量税の廃止

現在、道路特定財源の廃止により課税根拠を喪失しているにもかかわらず、自動車取得時の自動車取得税と消費税、保有時における自動車重量税と自動車税（又は軽自動車税）と二重課税になっており、自動車取得税と自動車重量税については廃止することを要望する。

5. 消費税制のあり方

消費税率の引上げについて項目別に次の通りに要望する。

(1) 複数税率導入について

平成25年1月11日消費税増税法が成立し、消費税増税法を柱とする一体改革関連法案が設立した。日本経済は今、縮小均衡の分配政策から「成長と富の創出の好循環」へと転換させ「強い経済」を取戻すことに全力で取り組んでいる。

平成26年4月に消費税は8%に引き上げられ、今後は更に準備を進め10%に引き上げることになっている。消費税増税は弱者にとっては生活に直結する大問題である。当面、消費税率10%までは単一税率を維持し、低所得者には簡素且つ厳格な給付措置で対応すべきである。

インボイス制度の導入については様々な問題があるために、現行の請求者等保存方式（含、一部見直し）で対応し、また消費税の引き上げに伴い価格転嫁が円滑に行われるか懸念されるが、不公平な取引の検査、監視体制の強化を要望する。

(2) 外税方式について

表示方式については、現在「内税方式」（総額表示）と「外税方式」の併用が認められているが、中小事業者にとって消費税の引き上げに伴う販売価格への転嫁は非常に困難であることから納税者の税意識を向上させることと消費税額の明確化のため「外税方式」への切替を要望する。また価格転嫁が出来るように、政府からの国民への周知徹底や行政指導の強化などを強く要望する。

(3) 住宅取得の際の適用について

住宅取得は最低限必要な生活のための消費であり、過大な消費税の負担額は避けるべきであることから、低い税率を適用するか還付対象とすべきである。但し、1軒目だけの適用が適正である。

(4) 簡易課税制度と事業者免税点制度について

簡易課税制度のみなし仕入れ率は一部事業者に対して見直しがされるが、消費税率引き上げによる益税の問題もあり、簡易課税制度対象となる売上高及び事業者免税点の引下げを要望する。

6. 印紙税の廃止

取引のグローバル化や電子取引の進展（IT化）等に伴い、事務手続きを含めた税制全般について見直す必要性が生じている。

特に印紙税は、電子商取引の出現により課税客体である文書が無くなる訳であり、次第にその存在意義を失ってきている。平成26年度より一部印紙税の軽減措置が拡大されたが、海外での契約書の作成調印やネット取引による印紙税の節約傾向が強まるなか、印紙税は廃止すべきと考える。

7. 道州制の採用

国及び地方自治体はいずれも極めて厳しい経済状態にあり、これを再建・健全化するためには財政支出の削減、国・地方議員の削減、行政機構の簡素化、行政の民間への移譲等所謂「小さい政府」の実現が必要であるが、いずれも大胆な大改革を断行しなければ現実不可能である

その一案として、昨年に引続き『道州制』の採用を提案する。

全国の市町村の合併を推進し、全国を8から10の州（ブロック）に分け、都道府県を廃止して徴税の中心を州（ブロック）とする。そして地方に権限と財源を移譲し、政府は外交、防衛や教育、金融政策などに特化すれば、国と地方による二重行政の弊害を解消し、少なくとも同一業務を重複して担当する公務員を大幅に削減することが出来る。歳出の削減は勿論、地域的不均衡も是正され、「小さな政府」の実現が可能となる。

道州制への移行を視野に、国から地域の事情をよく知る自治体に財源と権限を委譲すべきである。ハードルは高いが、今こそ思い切った行・財政改革の柱として取り組むべきである。

8. 環境税のあり方

環境問題は、分野的にも地域的にも広汎且つ多面的な関連を有する問題であり、その税制上の対応については早急に論ずる問題ではない。従って社会トータルの問題として、環境問題個々の状況に応じて幅広く慎重に検討すべきものとする。

環境税制について論ずる前に、環境の良化や保全に貢献するためにした経費を損金に算入出来る措置や補助金の支給又は助成する措置を考えるべきである。また、平成24年度税制改正に組入れられたが、地球温暖化対策のための税は、現行の石油石炭税に上乗せされる形で化石燃料の利用量に応じて課税されている。暫定税率が残っている中での適用であり、暫定税率を含め廃止すべきである。

9. 電子申告・納税制度のあり方

平成16年6月1日から国税庁が開発・運営する「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」が開始された。インターネット等を利用して手続きが出来るようになり、

納税者の利便性向上が期待されている。事務効率の改善に繋がる有益な制度であり、かなりの伸展がみられる。

しかしユーザー側にとっては、いまだ情報管理やシステムに係るセキュリティの問題や初期投資費用の問題等に加え、取扱方法を新方式に変える抵抗感が絡み、当初計画通りに進展していない所である。

今後電子申告・納税制度を一層推進するためには、国税と地方税の取扱いを一体化するのは勿論のこと、金融機関の税金納付に係る手数料を無料化する等の措置が必要である。特に利用した場合は、個人・法人問わず税控除を行う等の何らかのインセンティブを与える施策が必要と考える。また同制度の普及のため、現状3年の電子証明書の有効期限を5年に長期化することや同証明書発行費用・住基カード更新費用等の無料化あるいは負担還元を検討する必要があると思われる。

10. 企業会計と税務会計、国税と地方税、税法とその他関連法令との乖離是正

企業には企業会計と税務会計があり、それぞれの取扱上の相違から極めて複雑な会計処理が要求されている。また、時価会計、税効果会計や減収会計が導入され、その取扱内容が一層乖離してきており、同様のことが国税と地方税の取扱いでも見受けられる。また将来、国際事務報告基準（IFRS）が導入される見込みであり日本基準と合わせて開示が必要であるため、企業会計の事務負担や会計処理の煩雑さがますます増大すると考えられる。

企業経営の健全化、企業の事務負担の軽減等の観点から、企業会計と税務会計は勿論のこと、国税と地方税間の整合性も図るべく真摯な検討と国際財務報告基準への対応を含めた関連法令の改定を要望する。また、商法・会社法等の関連法令の改正や制定により税法の取扱いにおいて、乖離が目立ってきているため、官庁の縦割組織による法制化姿勢を是正し、関連する法令については官庁間で事前に調整を行う等、法令間の整合性を図ることを併せて要望する。

第三 個別事項

1. 法人税

(1) 交際費について引続き次を要望する。

- a. 社会慣習上、その支出を避け難い慶弔費や贈答費、社会通念上相当と認められる冠婚葬祭等に係る金額（1件3万円程度）は交際費の課税対象から除外すること。
また、飲食費の少額控除額5千円を1万円に引上げること。
- b. 新社屋落成式、会社創立記念事業等の招待費用の交際費計上に際し、税金や会費等の収入金額は、税務上の交際費から減算出来るようにすること。

(2) 寄付金の損金算入限度額の基準率を引上げること。

(3) 引当金の損金算入について

- a. 役員及び従業員の退職給与引当金の復活について

法人税法では退職給与引当金及び確定年金制度を廃止する一方、所得税法では退職金に対する手厚い非課税枠を設けるなど、取扱いにミスマッチが見られる。企業負担を軽減するとの観点から、退職給与引当金を復活し、年末要支給額の100%に達するまで損金算入を認めるよう長期的に措置すること。

- b. 賞与引当金の損金算入について

賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

- c. 東日本大震災のように、自然災害から生じる被害は経済活動に大きな影響を及ぼす。そのため自然災害に備えた無税の引当金の創設を要望する。

(4) 資本的支出と修繕費の形式区分について次を要望する。

- a. 資本的支出と修繕費の形式区分基準上の修繕費の認容範囲を個々の資産の取得価格50%相当額に上げるとともに、該当金額限度額を300万円に上げ、損金処理を認めること。
- b. 工場の合理化のために機械・設備の移設や集約等が必要となる場合がある。現状ではその移設費は資本的支出とされているが、修繕費扱いとし損金算入とすることを要望する。

(5) 事業年度を跨った場合の災害復旧費用の処理について

災害により被害を受けた法人の災害復旧費用で、事業年度を跨った場合は「災害損失特別勘定」で見積もり、費用計上が出来るようにすること。

(6)減価償却関連事項として次を要望する。

- a. 法律・条例等により設備の新設もしくは改造した減価償却資産等については、特別償却を認めること。
- b. 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、日進月歩のソフトウェアの性格から取得時の一括損金換算を認めること。

(7)事業税の損金処理について

事業税は納付時点の損金処理となっているが、事業税の金額は税効果会計により申告書提出時点で確定するので、所得金額をより実態に近づけるためには申告調整時点で発生年度の損金処理が出来るようにすること。また、当期の損金として引当金を計上した場合は損金として認めること。

(8)貸倒損失の損金処理できる特例について

平成23年度税制改正では貸倒引当金の計上は中小企業、銀行、保険会社に限定されたが、設定根拠が合理的であれば全ての業種に認めるべきである。また債務者に対する売掛債権について、その債権が明らかに回収不能である場合は、事務処理の煩雑化を避けるため取引停止後1年以上という期間を6か月以上に短縮すること。

(9)研究開発支援税制の本則化について

ものづくり日本にとって、国際競争力を維持・強化していく上で研究開発投資は極めて重要なものである。研究開発支援税制は、我が国が国際競争力を保持していく上で有効な税制であり拡充すべきである。また時限措置でなく本則化すべきである。

(10)電話加入権は非減価償却資産となっているが、加入権料が大幅に引下げられ売買も不可能となっている。加入権料支払時に一括損金とするとともに既に購入済の加入権は一括償却を認めること。

(11)外国子会社配当金益金不算入制度の対象となる外国子会社は出資比率25%以上となっている。現地資本及び国内複数会社での合弁出資等の例を考慮した場合、出資比率は20%以上に引下げるべきと考える。

(12)外国税額控除の手続きをより簡明とすること。

(13)リサイクル料の損金換算を認めること。

(14)相当の地代の認定基準を市場の実態に合わせ年6%から2%に引下げること。

(15)会社立て直しのために債権放棄した場合「債務免除益」として課税関係が生ずる

ケースがあるが、債権超過した部分に相当する金額については益金不算入とすること。

(16) 不況時における資金繰り等を考慮し、法人税の延納制度を復活させること。

(17) 法人税及び消費税の申告・納付期限は、会社法に合わせ事業年度終了後3か月以内と改めること。

(18) 法人住民税の均等割り負担を損金算入出来るようにすること。

(19) 災害見舞金への課税免除について

激甚災害法の指定を受けた地域内にある取引先に対する災害見舞金等は損金算入を見つめること。

2. 所得税

(1) 諸控除の取扱いについて引続き要望する。

- a. 基礎控除は、憲法25条第1項に基づき最低限度の生活に必要な費用として課税対象としていないものである。現行の基礎控除額38万円は低すぎるので、60万円に引上げること。
- b. 配偶者控除の廃止が検討されているが、今後廃止される場合でも一定年齢以上の高齢者については配偶者特別控除の制度を残すこと。また労働力確保の観点及びパートタイマー等の源泉課税を前提に、配偶者がパートタイマーである場合の非課税限度額を現行の103万円から150万円程度まで上げるとともに配偶者特別控除の年収限度を引上げること。
- c. 年少者扶養控除が廃止されたが、少子化対策として第2子以降の年少者扶養控除を再設定すること。
- d. 基本事項でも述べたが高齢者への課税強化、負担増が目立っている。所得制限を設けることは止むを得ないが、合計所得金額が500万円以下の高齢者に限って従来通り50万円の老年者控除を認めること。
- e. 高齢者の受取る生命保険（含む共済）の満期返戻金や年金等について非課税または軽減措置を講ずること。
- f. 医療控除の最高限度額を300万円に上げるとともに足切り限度の定額基準10万円を5万円に引下げること。
- g. 災害により国税通則法第11条の規定による「指定地域」に該当する個人で、1

月1日～3月15日（確定申告の法定期限）の間における被害額については雑損控除の繰上計算を認めること。

h. 単身赴任者に対し二重生活による支出増に対応して一定の費用控除を認めること。

(2) 使用者及び使用人にかかわる事項として次を要望する。

a. 使用者が役員や使用人のために掛ける保険料等の非課税限度額を300円から1,000円に上げること。

b. 役員や使用人に支給する昼食代負担額の非課税限度額を7,000円に上げること。

c. 従業員に対する無利息または低利貸付利子の非課税基準利息額を1万円に上げること。

d. 深夜勤務に対する金銭支給の非課税基準を1,000円に上げること。

(3) 退職所得控除額について、勤続年数20年以下の年40万円を60万円に、勤続年数20年超の年70万円を80万円にそれぞれ上げるとともに、標準年数者（30年）の控除額を1,500万円から2,000万円に上げること。

(4) 給与所得者の申告について次を要望する。

a. 平成27年度税制改正で「所得2,000万円超」かつ「総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上」の場合は、財産債務調書を提出することに改正されたが、申告すべき意図・目的が判然としないので、この制度は廃止すること。もし廃止に問題があるならば、申告の所得限度額を現行の2,000万円超から4,000万円超に上げること。

b. 主たる給与所得の確定申告必要限度額を現行の2,000万円超から3,000万円超に上げること。また主たる給与以外の所得限度額を現行の20万円から110万円に上げること。

(5) 社会保険診療報酬の特例措置は平成25年度税制改正でも更なる特定者に対する優遇措置（現行5,000万円が7,000万円に）がなされたが、産科・小児科及び過疎地域の医師を除き概算経費率による計算は廃止すべきである。

(6) 確定申告する配当所得の「少額配当」の定義を改め、1銘柄につき年10万円以下を20万円以下に、6か月決算時の5万円以下を10万円以下にそれぞれ上げること。

(7) 源泉所得税に関する事項として次を要望する。

a. 源泉所得税の納付期限のうち、12月分については平成24年度改正により特別法人については1月20日迄となったが、全ての法人について1月末日迄と改定す

ること。

- b. 給与の源泉徴収票の税務署への提出は現行の「500万円を超えるもの」から「1,000万円を超えるもの」と改定すること。また源泉所得税の源泉徴収にかかる納期の特例について「常時使用する者10人未満」を「常時使用する者20人未満」に拡大すること。

(8)不動産の譲渡取得について次の事項を要望する。

- a. 長期・短期にかかわらず譲渡所得に該当する土地・建物等を譲渡した場合の概算取得割合を現行の5%から20%に引上げること。また譲渡所得の税率を特別控除後の譲渡益の10%に引下げること。
- b. 譲渡所得の特別控除を大幅に引上げ、特に居住用資産を譲渡した時の特別控除額を現行の3,000万円を6,000万円に引上げること。
- c. 資産が土地収用法等により収用された場合の特別控除額を現行の5,000万円から1億円に引上げること。
- d. 相続財産を譲渡した場合の取得費の特例（譲渡所得に対応する相続税額の加算）の適用要件は、相続税申告書の提出期限から3年以内に譲渡した場合となっているが、これらを5年以内に延長すること。
- e. 離婚に伴う不動産の財産分与及び慰謝料に充てた不動産の売却代金については、譲渡益課税（みなしを含む）を行わないこと。

3. 相続税・贈与税

- (1)婚姻期間20年以上の配偶者の財産の相続については、全額非課税とすること。ただし、経過措置として全額非課税となる迄の間は、相続税について配偶者の法定相続分相当額と2億円のどちらか多い金額を控除出来ることとすること。また、夫婦間の相続について、不動産取得税は非課税とすること。
- (2)居住用財産を相続した者が引続き自己の居住用に供する場合は、その居住財産の評価額を限度として1億円の特別控除を行うこと。
- (3)相続財産確定のために支出した費用（弁護士、税理士費用等）を相続財産から控除出来るようにすること。
- (4)相続税基礎控除額については平成25年度税制改正で現行「5,000万円+1,000万円×相続人の数」から「3,000万円+600万円×法定相続人の数」に引下げられるとされているが、むしろ引き上げるべきである。相続人基礎控除額

を現行の3,000万円から1億円に、法定相続人一人につき600万円を2,000万円に引上げること。

(5)法定相続人が障害者の場合の税の控除について、現行の税額控除額の年10万円を60万円に引上げること。また、特別障害者については年20万円を100万円に引上げること。

(6)法定相続人が取得した被相続人の生命保険金及び死亡退職金については、非課税とすること。廃止するまでは、少なくともそれぞれの非課税限度額を現行の法定相続人一人につき500万円を3,000万円に引上げること。

(7)非上場株式の評価に関する事項として次を要望する。

- a. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、現行の5%保有を10%保有まで拡大すること。
- b. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、配偶者・直系血族・兄弟姉妹・1親等の姻族等の中心的な同族株主の持ち株割合25%以上の判定基準を50%まで引上げること。
- c. 非上場株式の評価においては、純資産価格及び類似業種比準価格の調整率を現行の70%から20%程度まで引下げること。
- d. 事業承継に際し相続税を延納する場合は、自社株式を担保とすることを認めること。またその際には何等条件を設けないこと。
- e. 純資産価額方式による評価にあたっては、従業員の退職金等の期末要支給額の全額を負債として取扱うこと。

(8)準確定申告及び納税期限を4か月から6か月へ延長すること。また相続税の申告及び納付の期限を、相続開始の日より1年以内に改めること。

(9)贈与税について、婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与の配偶者控除額を現行の2,000万円から4,000万円に引上げること。また4,000万円に達する迄は重ねて贈与出来ることとし、適用回数の制限は設けないこと。また夫婦間の贈与について、不動産取得税は非課税にすること。

(10)直系尊属からの生前贈与や高齢者から若年層への資産移譲を促進するために、最高税率55%を引下げること。

(11)贈与税の非課税枠を110万円から200万円に引上げること。

(12)相続後の一定期間内に被相続人から保証債務の履行があり、その求償権の行使が

不能の場合、更正の請求が出来るようにすること。

4. 地方税

- (1) 法人・個人住民税について次を要望する。
 - a. 住民税は国税の付加税として一本化すること。
 - b. 法人住民税の均等割の資本金区分を細分化し、中小企業について軽減を図ること。
 - c. 個人住民税の各種控除額を所得税と同一とするとともに、課税最低限度額を所得税の課税標準と一致させること。特に個人住民税の課税を所得税と同様、現年度課税とすること。
- (2) 超過課税、事業所税課税、農地の宅地並み課税は、三大都市圏に限定すること。
- (3) 県民税の利子割は納付内容が煩雑なため、国税に吸収し一本化すること。
- (4) 自動車取得税と自動車重量税の廃止を要望する。
- (5) 現在の土地評価は、公示価格を基準に算定され調整措置の上課税されているが、実態に即していないので、公示価格、路線価、固定資産税評価額を一元化すること。
- (6) 減価償却資産の取得額において、法人税で認められている圧縮記帳をした場合は、不動産取得税においても法人税と同様な取扱いとすること。また、法人の減価償却資産の申告にあたっては、毎年1月1日直前の事業年度末における帳簿価格によることと改定することと、提出期限は2月末日迄とすること。
- (7) 公益・一般社団化された法人会が直接且つ本来の事業用に供する不動産の固定資産税及び不動産取得税は商工会議所や商工会の例に準じて非課税とすること。
- (8) 地方税（住民税、事業税）については、欠損金繰戻し還付制度と延納制度を設けること。
- (9) 2つ以上の地方自治体に事務所又は事業所を有する法人の事業税及び住民税の申告・納付並びに特別徴収となる従業員個人の住民税の納付は、該当法人の本店所在地において一括して納付出来るようにすること。また申告用紙が地方自治体ごとに異なるので、全国共通とし統一化すること。
- (10) ふるさと納税の取扱方法は、各自治体によって異なる。手続きを簡素化するとと

もに全国統一の取扱方法とすること。

(1 1) 課税台帳の縦覧にあたっては、近隣地または他の同種建築物等と課税価格の比較が容易に出来るようにすること。また常時、閲覧出来るようにすること。

(1 2) ゴルフ利用税を廃止すること。

5. 消費税

(1) 消費税制において免税点制度、簡易課税制度等で改正が行われ、納税義務者が増加することになったが、反面消費税の滞納が大幅に増えることが懸念される。この消費税の滞納を防止するためには、所得税の源泉徴収方式を取入れるなどの施策を要望する。

(2) 消費税の確定申告書の申告期限、納付期限を法人税と同様、事業年度終了後3か月以内とすること。

(3) 消費税の各種届出書の届出内容は複雑で、現行の提出期限（課税期間の開始日の前日）迄に届出の是非を適切に判断することは困難である。提出期限を消費税の前年度の確定申告書の提出期限迄延長すること。

(4) ガソリン、軽油や酒類にはそれぞれ揮発油税や酒税等が課税され、また購入時には消費税が課税されている。二重課税の是正を要望する。

6. 印紙税

印紙税については、基本事項でも述べた通り、基本的には廃止すべきと考えるが、廃するまでの間次を要望する。

(1) 印紙税は文書内容により増税が異なっており、課税文書の可否判断が非常に難しい。簡素化し、分かり易くすること。また納税額を定額とすること。

- (2) 売上代金受取書の印紙税の非課税限度額を、現行の5万円未満から10万円未満に引上げること。また、配当金領収書または配当金振込通知書の非課税限度額を5万円未満に引上げること。
- (3) 約束手形及び為替手形の印紙税の非課税限度額を、現行の額面金額10万円未満から30万円未満に引上げること。
- (4) 消費貸借にかかる契約書は金額に関係なく、また7号文書（継続的取引となる契約書）を含めて一律200円にすること。
- (5) 法人の役員の新選・重任の登記の際の登録免許税を廃止すること。

以上